

第5章 貿易金融の実情

ここでは、円の利用を促進するための円建て貿易金融ファシリティー等の提言の前に、まず、貿易決済関連の規制と現行の貿易金融の実情について概観したい。

1. 貿易決済関連の規制

貿易決済関連の規制をみると、概要は以下の通り。アジア危機の直接の原因になった1997年5月の為替投機を契機に資本取引規制強化策が導入され、現在もその一部が残っている。

(輸出代金)

- ・ 50万バツを超える輸出代金は、輸出後直ちに（遅くとも輸出から120日以内に）回収し、外貨建て輸出代金はバツ転ししなければならない。（2002年9月以降外貨建て輸出決済期間は為銀限りで360日以内に延長）。ただし、預入日から3ヶ月以内に非居住者への外貨の支払が予定されている場合に限り、回収日から7日以内に外為公認銀行（authorized bank）の外貨預金口座への預入が可能である。
- ・ 輸出エントリー用紙（export entry form）を提出する時、50万バツ超の取引には外為取引用紙（foreign exchange transaction form）を用意しなければならない。

(非居住者預金)

- ・ 外貨預金は開設可能であり、海外で取得した外貨を預金する際には承認は必要ない。ただし、外貨を売ってバツに交換するための口座を開設する際には承認が必要。
- ・ バツ預金は開設可能。外貨への転換も可能。海外で取得した資金、他の非居住者のバツ預金からの送金、外為公認銀行から借り入れたバツであれば、承認の必要はない。

(居住者の外貨預金)

- ・ 外貨預金は開設可能。
- ・ 国内で外貨預金を開設する時、海外で取得した資金で、かつ3ヶ月以内に預金額を上回る外貨建て支払いが予定されていることを証明する書類を提出すれば、承認は不要。法人は5百万米ドル相当（2002年9月以降1千万ドル相当を超える場合は中銀の許可が必要）、個人は50万米ドル相当を超える預金はできない。
- ・ 海外で外貨預金する場合、国内で取得した資金を預金するならば、承認が必要。
- ・ バツ預金を外貨預金に転換することは不可。

(非居住者の資本取引)

- ・ 一般企業（金融機関を除く）の株式に関する非居住者の持株比率は、49%が上限。地場金融機関の場合は、通常25%以下であるが、10年間に限り49%以上になっても構わない。10年経過後に49%以下になっていなければ、非居住者は新しく当該金融機関の株式を購入することはできない。

- ・ 非居住者が国内で債券を売却する場合、財務省(MOF)、中央銀行(BOT)、証券取引委員会(SEC)の許可が必要。
- ・ 非居住者が外国で取得したバーツ資金で国内の不動産を購入することは不可。

(居住者の資本取引)

- ・ 居住者が外国で株式を購入するには、BOT の承認が必要。居住者が外国で株式を売却・発行するにも承認が必要となる。
- ・ 居住者が外国で債券を購入する場合、BOT の承認が必要。居住者が外国で債券を売却・発行する場合、発行者は SEC に承認を求める申請書を提出しなければならない。
- ・ 居住者が外国で不動産を購入する場合は BOT の承認が必要。

(直接投資)

- ・ 対外直接投資が年間 1,000 万米ドルを超える場合、BOT の承認が必要。
- ・ 対内直接投資の代金は、受領日から 7 日以内に外為公認銀行に預けなければならない(外貨預金可)。

(金融機関の外為持高規制)

- ・ 商業銀行の外貨建資産負債(為替のネットポジション)に関して、買い持ち、売り持ちとも狭義資本金 (1st Tier Capital) の 15%または 5 百万米ドルのどちらか高い方を上限とする。

ちなみに、商業銀行の外国為替ネットポジションの推移を見ると図表 5-1 の通りである。

図表5-1 Foreign Exchange Position of Commercial Banks 1/

(Millions of US Dollars)

(End of period)	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
Spot Position										
Assets in foreign currencies										
Due from Banks Abroad	5,095	6,438	3,555	5,994	8,898	11,492	13,241	13,221	8,951	9,265
Foreign Bill Inward Negotiated	4,249	5,841	5,620	3,358	1,594	1,259	1,265	1,064	1,660	1,946
Bill Outward Negotiated	1,143	1,191	1,079	712	453	339	362	325	365	415
Loans and Advances	24,065	50,859	56,031	46,744	31,809	19,217	13,855	10,222	8,489	7,931
Foreign Investment	313	365	481	846	1,078	1,041	1,424	1,706	3,382	4,275
Others	298	574	806	808	676	690	555	387	346	331
Total Assets in foreign currencies	35,163	65,268	67,572	58,462	44,508	34,038	30,702	26,925	23,193	24,163
Liabilities in foreign currencies										
Deposits	995	957	810	1,502	1,821	2,225	1,923	1,775	1,504	1,627
Overdrafts	871	667	1,001	355	410	294	275	260	242	428
Borrowings	29,719	60,065	62,319	50,679	34,915	21,412	14,363	11,072	9,404	7,805
Trade Refinancing	497	869	563	232	151	42	13	0	1	0
Others	403	639	584	1,209	1,113	1,054	1,444	1,183	1,056	1,084
Total Liabilities in foreign currencies	32,485	63,197	65,277	53,977	38,410	25,027	18,018	14,290	12,207	10,944
Net Spot Position	+2,678	+2,071	+2,295	+4,485	+6,098	+9,011	+12,684	+12,635	+10,986	+13,219
Forward Position										
Bought	28,074	43,859	79,961	45,706	36,518	33,706	40,895	38,161	38,539	40,485
Sold	30,705	45,509	81,084	48,625	41,010	40,982	52,256	49,847	48,460	52,393
Net Forward Position	-2,631	-1,650	-1,123	-2,919	-4,492	-7,276	-11,361	-11,686	-9,921	-11,908
Net Foreign Exchange Position	+47	+421	+1,172	+1,566	+1,606	+1,735	+1,323	+949	+1,065	+1,311

1/ Including IBF, EXIM bank, IFCT and Asia Credit Plc. transactions.

Source : Bank of Thailand

2 . 最近の資本取引規制とモニタリング強化の動き

最近の資本取引規制をみると、1997年の通貨危機以後、中央銀行は通貨投機の抑制を目的に、タイ・パーツの非国際化措置を取り続けてきた。1998年1月に、実需を伴わない非居住者へのパーツ建て信用供与を、1取引先あたり最高50百万パーツ(残高ベース)に設定して以来、非居住者へのパーツの信用供与を制限している。そして2000年10月以降、金融機関を通じて海外との資本取引のモニタリングを強化する動きが続いている。図表5-2をみると、国外へのパーツ流出防止に始まり、金融機関に対する報告義務強化という形でモニタリングを強め、さらに非居住者間の資金移動まで監視を強めている。

図表 5-2 最近の主な為替・資本取引規制の動向

通達年月	通達内容
1998年1月	金融機関に対して、実需を伴わない非居住者へのパーツ建て信用供与を、1取引先あたり最高50百万パーツ(残高ベース)までに制限
1999年10月	上記規制の運用の明確化。即ち、「金融機関」に同一機関の異なる支店を含めること、「1取引先」には関連会社全てを含めることを厳格に定義付け。
2000年8月	上記規制の違反者に対する罰則(中央銀行とのレポ取引を禁止)規定を設定。
2000年10月	居住者 非居住者間で、一回総額5,000米ドル以上の商品売買のひも付きでない為替取引に関して、取引目的の報告を義務付け。
2001年2月	上記取引に関して、より詳細な報告を義務付け。
2001年8月	非居住者間のパーツ口座の資金移動に関して、より詳細な報告を義務付け(取引日から3営業日以内)。
2001年9月	海外借入の元利金支払い時に、取引原因になった被仕向送金のreference番号の報告を義務付け。
2001年12月	隣国地域での貿易拡大のため、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナムと中国南部地方の居住者に対するパーツ与信の規制緩和。
2003年10月	非居住者のパーツ預金規制強化(決済目的以外は6ヶ月以上の定期預入、残高は3億パーツを上限、6ヶ月以上の定期預金以外付利禁止)

2001年2月に、居住者 非居住者間の実需取引の商品ひも付きでない為替取引において、一回の取引につき総額5,000米ドルを上回る場合、取引目的の詳細な報告を金融機関に義務付けた³。

2001年8月には、モニタリング強化の範囲が非居住者同士のパーツ取引に拡大した。中央銀行は、非居住者間のパーツ口座の資金移動に関して、資金移動があった日から3営業日以内に、より詳細な報告をするように金融機関に義務付けた。この非居住者間のモニタリング強化は、そもそも2001年5月に通達が発表され、当初は金融機関にその取引目的と支払相手を報告するよう義務付けたものであった。これに対して、金融機関は単に顧客の口座を預かっているに過ぎず、支払相手を確認することは実務的に難しいとして、銀行協会が強く反発したため、振込先の銀行名と口座番号を報告することにとどめる形に修正された。なお、2003年10月には投機を予防するため非居住者パーツ預金の目的や残高規制等が強化された。

2001年9月には、海外借入に対する元利金の支払いのために海外送金する際、借入を受けた時のreference番号を毎回報告するように改定された。

一方、投機が発生する可能性が低いと考えられる資本取引については、規制を緩和する動きも出てきた。2001年12月末の通達では、貿易拡大による経済成長を促進することを目的に、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナム、及び中国南部地方に居住する者に限り、中央銀行の事前許可を取得すれば、パーツを直接貸出すことが可能になった。ただ

³ タイ銀行協会によれば、外 内の為替取引では、文字の書けない労働者からの送金が多く、金融機関の確認作業に手間がかかっており、協会を通じて当局に基準の緩和を求めていたところ、2002年9月から1万米ドルに引き上げられたとのこと。

し、そのパーツは、貸出す側の金融機関に開設された特別非居住者勘定(SNA: Special Nonresident Account)に預けるように条件が付けられている。貸出した金融機関は、融資実行後すぐに SNA の口座名義人と口座番号を中央銀行へ報告し、その後月次ベースで、SNA のステートメントの写し、及びパーツ使用の目的(商品・サービスの購入、居住者への債務の支払い、外貨の購入)を示すエビデンスを中央銀行に提出しなければならない。そのエビデンスは 3 年間保管することも義務付けられている。

3 . 制度金融

タイの貿易金融のうち、制度金融として、タイ輸出入銀行、中小企業取引促進のための政府金融機関である Small and Medium Enterprise Development Bank (以下 SME 銀行) による制度金融の現状と問題点を調査した。

タイ輸出入銀行は、輸出前貸し金融、中小企業向け輸出金融、輸出手形の買取などの制度金融ファシリティを保有している。同行の貿易金融全体を通貨別にみると、米ドル建てが 95% を占めている。また、同行の試算によれば、日本向け輸出におけるドル建てのウエイトは 75%、輸入は 60% となっている。輸出のドル建てウエイトの方が高い理由として、同行は、日本への輸出商品のなかには、最終的に日本から米国など米ドル建てベースのマーケットに出される製品の間接財が多く、為替リスクのヘッジのために米ドル建てが選択されている、日本で最終消費されるものであっても、最近の円高傾向から日本の輸入者にとってはドル建てが選好されている、と分析している。

の輸出前貸し金融については、パーツ建てとともに、米ドル建てや円建ての外貨建て金融も行っている。ただし、円建てについては、輸出者が円建ての信用状、契約書、あるいは注文書を保有していることが条件となっている。利用状況を見ると、「利用企業数は 10 社程度、総額 30 億パーツに満たない小規模なもの」であり、ヒアリングでは、取引先や各社利用金額等詳細の開示はなかった。円建ての利用が進んでいない理由として、タイ輸出入銀行は、この融資資金の原資は、同行手持ちの米ドル資金とのスワップにより調達した円資金であるため調達コストが高く、従って対顧客の貸出金利も顧客からみて特段有利なものになっていないこと、特に、在タイの邦銀から安く調達できる日系企業からみればこの融資は利用する魅力に乏しいとしていた。さらに、金利の絶対水準でみると、円は魅力的な面もあるものの、パーツ建ての市場金利も低いことや、相対的に為替リスクが大きいことから、円で調達するインセンティブに欠けるとの指摘があった。特に、パーツ/円のインターバンク為替先物市場が発達しておらず、長期になればなるほど市場が薄くなる点からも、たとえ低利の円建て金利を享受できても、結局コストが高くなるとの指摘もあった。また、当該制度金融の原資としての円資金利用の可能性について照会したところ、現状、同行向け円ローンはプロジェクト・ファイナンスに限られているとのことで、タイ輸出入銀行からは前向きな返答が得られなかった。なお、の中小企業向け輸出金融ファシ

リティーは、現行はパーツ建てのものしかない。

SME 銀行については、商務省輸出振興局に対するヒアリングで、カナダの商業銀行が同行に対し米ドル建ての大規模な与信枠を設定していることを背景にドル建ての外貨建て輸出金融を実施しているとの情報を得たものの、実態は、SME 銀行は外貨交換のライセンスを未だ取得していないこともあり、外貨建てファシリティについては検討中の状況であった⁴。ただし、ドル建てファイナンスのニーズのある化学品などの輸入金融や、衣料品・家具などの輸出金融については、輸出入銀行を通じて間接的に外貨建てファイナンスを行っている模様である。また、同行取引先の円建てニーズは極めて小さいとしながらも、円建て取引奨励のためには、円建て取引メリットの情宣とターゲットの絞込みに加えて、日本の金融当局により海外での円資金の流動性を増加させることの必要性が指摘された。

なお、SME 銀行では、貿易通貨の選択に当たっては、現状、パーツの対ドル相場上昇傾向に鑑み輸入者にはドル建てを、また、輸出者には、上昇基調にあるユーロ建てを推奨している。

4. 民間金融機関による貿易金融

民間銀行の貿易金融としては、一般に以下の金融サービスがある。

(輸入金融)

輸入信用状の発行、輸入書類の受渡、入札保証や関税保証などの保証、輸入貨物引取保証、Trust Receipt Loan(輸入販売代金回収までの輸入資金決済立替、日本では「輸入跳ね金融」という)などがある。なかでも Trust Receipt Loan がもっとも重要なファシリティであるが、通貨はパーツ建てとドル建てが多い。日本の跳ね金融は、貿易決済通貨が円以外であっても、金融の発生時点で円建てにシフトするが、タイでは自国通貨であるパーツ建てだけでなく、そのまま顧客ニーズに応じて外貨建てで借り入れることもある。ただし、各金融機関ともパーツ建ての貿易金融供与を原則としており、また、通貨危機後パーツの金利が低下したことも加わって、パーツ建てが太宗を占める状況に基本的に変化はない。

(輸出金融)

輸出信用状の接受、輸出手形の買取・取立て、Packing Credit Loan (輸出前貸し金融の総称。輸出者が、製品の生産に必要な部品の購入資金等を融資するが、通常、輸出代金の一定割合が融資される)などがある。ただし、日本でも同様であるが信用状取引は減少している。

貿易金融の利用通貨の構成は、金融機関によって異なるが、米ドルが 70～75%、ユーロは 10～14%、円は 10%程度とするところが多い。なかには、円の構成比率は 10%に満たないところや僅か 2%とするところもある。一方、邦銀では、円のウエイトはより高い。

⁴当該ファシリティは、SME 顧客が米ドル建ての L/C 付き輸出手形を持ち込んだ際の再割引に用いられるファシリティについて提案を受けたものの模様。

5. 問題点と評価

円建て貿易金融が進んでいない理由として、外国為替市場でのパーツ/円取引のオペラビリティの制約と、それに伴う取引コストの高さ、及び、決済インフラの問題が挙げられている。

(1) パーツ/円取引のオペラビリティ

第一に、円取引のボリュームが小さく経済規模に達しておらず、タイの資金・為替市場において円の取引コストが高いことが現地市場関係者の間で良く指摘されている。また、以前は、邦銀が対パーツで円資金を供給していたが、現在は、円資金の調達の際には、パーツ ドル、ドル 円の二つの取引を行わなければならないことがコストを高めているとの指摘もある。

しかし、アジア通貨を含め、いわゆるクロス円取引市場の発展は客観的に見て非常に難しいことも事実である。特に、タイではこの議論についてはやや議論先行で市場の実際を踏まえない議論との印象を受けた。この点、今回の調査では面談の機会をとらえて反論を行っている。

パーツを原資にして円の貿易金融を提供しようとする、対円での為替スワップを取り組む必要があるが、インターバンクではパーツ/円の先物市場はバンコックにない。米ドル/パーツ、米ドル/円を組み合わせてこれを造成することになるが、もともと米ドル/パーツの為替先物市場もさほどの規模があるわけではなく、直物市場に比べればその出来高は遙かに少ない。バンコックの外国為替市場は直物為替の取引が太宗を占め、先物取引の割合は非常に低い。

この点、「パーツ/円の取引ウエイトは全体の為替取引の 2.5%と非常に小さく、対円取引では対ドル取引の 5 倍のマージンが掛かる」との指摘があった。バンコックの外国為替市場は、パーツの非国際化にともなってシンガポールから外貨/パーツ取引がシフトしたとはいえ、米ドル/パーツ取引がその太宗を占めている。図表 5-3 に中銀の発表する累計出来高推移を載せているが、円の売り買いはそれぞれ米ドルに次ぐ規模で最近増加傾向にあるもののそれぞれ全体の 3.4%、2.3%に過ぎず、米ドルが 95.5%、94.3%。と圧倒的な出来高を誇っている。

バンコックで接する意見のなかには、パーツ/円市場の振興のために、邦銀あるいは日本の金融当局に対して積極的な期待を寄せる声もあるが、中には過剰な期待もあり、当方も時間の許す限り反論を行った。

図表5-3 Commercial Banks' Purchases and Sales of Foreign Exchange 1/

(Millions of Baht)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
a. Purchases										
U.S.\$	8,044,379	13,206,671	23,626,402	24,821,336	11,217,693	6,556,295	9,124,781	8,351,364	11,703,653	14,332,191
Yen	83,367	102,193	134,709	148,844	260,952	259,119	245,714	249,288	281,967	349,410
D.M.	25,476	28,244	26,253	33,811	42,711	39,558	34,995	30,466	457	0
Pound Sterling	10,896	10,183	11,444	21,826	20,894	19,659	20,937	48,623	34,725	39,095
S.\$	11,599	11,315	11,096	16,577	14,543	12,714	12,976	14,368	14,448	17,863
H.K.\$	11,018	11,264	10,323	14,947	12,974	9,018	9,791	12,052	11,443	10,632
M.\$	3,419	4,714	4,778	6,692	8,934	5	4	39	60	72
Other Currencies	28,520	39,593	37,839	40,451	52,319	87,612	75,379	120,631	187,761	258,862
Total	8,218,674	13,414,177	23,862,844	25,104,484	11,631,020	6,983,980	9,524,577	8,826,831	12,234,514	15,008,125
Thai Banks	1,697,135	2,724,193	5,730,898	7,210,771	3,147,434	1,936,575	2,220,211	2,145,801	2,195,168	2,955,875
Foreign Banks	6,521,539	10,689,984	18,131,946	17,893,713	8,483,586	5,047,405	7,304,366	6,681,030	10,039,346	12,052,250
b. Sales										
U.S.\$	7,799,008	12,830,990	23,378,849	24,951,152	11,215,030	6,417,060	8,912,449	8,176,997	11,664,844	14,222,286
Yen	188,688	224,929	229,628	251,493	291,008	354,877	362,098	367,617	398,290	513,705
D.M.	66,069	85,432	82,407	80,270	63,846	38,663	42,133	36,321	49	0
Pound Sterling	22,449	24,301	29,123	41,574	27,794	21,856	25,057	25,583	26,711	31,394
S.\$	28,446	29,294	28,682	31,846	23,937	20,445	21,857	25,617	27,585	28,139
H.K.\$	16,851	13,712	14,222	14,593	10,085	8,388	9,478	9,894	11,862	11,906
M.\$	28,939	17,003	13,732	14,781	8,775	31	0	15	33	22
Other Currencies	76,837	77,674	80,035	88,314	83,337	100,361	105,412	158,084	228,703	271,679
Total	8,227,287	13,303,335	23,856,678	25,474,023	11,723,812	6,961,681	9,478,484	8,800,128	12,358,077	15,079,131
Thai Banks	1,740,849	2,771,748	5,718,840	7,347,761	3,124,285	1,815,884	2,020,985	1,931,660	2,008,805	2,775,306
Foreign Banks	6,486,438	10,531,587	18,137,838	18,126,262	8,599,527	5,145,797	7,457,499	6,868,468	10,349,272	12,303,825

1/ As reported by head offices in Bangkok and conversion into Baht is based on the exchange rates shown in Table 91
Source : Bank of Thailand

米ドル/円及び米ドル/バーツ相場はインターバンク市場で相場が提示されているにもかかわらず、バーツ/円相場がインターバンク市場でほとんど提示されていない理由として、以下が挙げられる。

第一は、バーツ/円の実需取引が少ないことである。インターバンクで外国為替ディーリングを行う金融機関にしてみれば、ドル/円及びドル/バーツ以外にバーツ/円担当ディーラーを置くためには、バーツ/円の実需取引が一定以上あることが必要である。そのような実需がほとんどないところでバーツ/円担当のディーラーを置いても、バーツ/円相場の流れはほとんどドル/円及びドル/バーツ相場によって形作られるので、バーツ/円のポジション操作からほとんど利益を得られない。無造作にバーツ/円のポジションを造成するとかえって損失を被ろう。多少バーツ/円の顧客取引があればこれを用いた操作も可能だが、今のところそこまでの取引高は到底なさそうである。

必要なのは、バーツ/円のインターバンク相場を提示して実需取引の吸収に努めることではなく、タイと日本間を中心に貿易取引面で円やバーツの利用を進めること、及び、資本取引面でバーツ/円取引を生み出す取引を増やすことである。特に後者については、日本の機関投資家によりタイの債券や株式取引に対する証券投資が活発になることが必要である。

第二は、バーツが非国際化されている結果、バーツ/円のインターバンク取引は現在のところ事実上バンコック市場でしか行うことができないことである。残念ながら、アジアの取引時間帯で厚みある外国為替市場を持つ東京、シンガポール、香港、シドニーの市場がバーツ/円取引に参加することは難しい。

むろん、通貨危機前の様に対米ドルを中心としたバーツの外国為替取引がバンコックよりシンガポールに流失するような状況は望ましくなく、その意味でアジア通貨危機後次第

にパーツ取引がバンコックに回帰しているのは、地場通貨建て市場のマザーマーケットを育成するという意味は大きい。しかし、バンコックに集う海外の金融機関も、パーツについてはディーリングを志向するのではなく、顧客ビジネスを追求することに重点を置いているところが多い。邦銀のみが、リスクに過敏でディーリングを回避していると批判するのは、当を得ていないだろう⁵。

現在進められているアジア債券市場イニシアティブの動きがより具体化し、域内での intra-regional な投資が活発化するようになれば状況は変化する可能性がある。

第三は、パーツ/円の相場はこれを求める顧客には提供されている。大手顧客の多くは、ロイターやブルーンバーグ等の情報提供サービスによって時々刻々と変化する外国為替相場を把握しており、競争力のあるパーツ/円相場が提示されている。邦銀のみならず大手欧米銀のバンコック支店でも同様である。

(2) 円資金決済上の制約

第二に、円の少額資金決済には same day fund ベースのシステムが使えないことや、同日付決済の持ち込み締め切り時刻が早く使い勝手が悪いことを指摘する声が多く見られた。

更に、ドル/パーツのレート情報に比べて、パーツ/円のレートの情報が少ないので、タイの人々がパーツ/円の動きに関心を示さず、「米ドルに比して円の方がボラティリティーが高い」との印象をもたらしているとの指摘もある。(ただし、地場機関のなかには、最近では、パーツ/円の方がドル/パーツより安定しているとの認識もある。)

また、取引コストが高くなっている結果として、日本からの直接投資や証券投資が米ドル建てで行われていて、タイに円資金が持ち込まれる以前に海外で円がドルと交換されてしまっている状況が挙げられる。これら日本からの資本フローを円ベースに変えることができれば、バンコック市場においてパーツ/円取引の実需が発生し、取引コストの減少につながるという指摘もあった。さらには、邦銀のプレゼンスの低下や手数料の高さから、円資金の決済は邦銀ではなく、一部欧米系銀行の東京支店と行っているとする地場銀行もいくつか見られ、この点も市場の制約の遠因になっていることが窺われる。

なお、低利な円は貿易金融の通貨として魅力的であるとの指摘がある反面、為替リスクを勘案すれば、現在のパーツやドルの金利の絶対水準に比して、それほどメリットはあると思えないという意見が多く見られた。

一方、顧客ニーズについては、まず、取引の太宗は日系企業が為替通貨の選択権を持っているとした上で、対日貿易を担う日系企業は、本社グループの海外展開の進展に伴い為替リスク管理の高度化が進み、企業側にドル一本化のニーズが出てきていること、タイの対日輸出入製品は、米国向け完成品のための中間財のウエイトが大きく、為替リスク・

⁵ もっとも、これは、対円取引について日本の金融機関が積極的に取り組む余地があることを否定するものではない。たとえば、引けにかけて少額のポジション調整取引を行おうとしてパーツ/円の売り買いのカバー先を邦銀支店に求めるような動きについては、積極的に対応することが考えられる。

ヘッジのためには米ドル建ての方が望ましいこと、世界各国との価格比較を瞬時に行うためには米ドル建てが便利であることなどが、ドルを選択している要因として指摘されている。加えて、アジア危機前には、JBIC から円建てで資金を調達していた日系企業が、危機後は本社の指示でドルに切り替えている事実も指摘された。また、日本の国内市場向けの最終消費財等、円ベースの貿易取引に伴う貿易金融においても、円建てのファシリティーを利用せずバーツ建ての運転資金を借り入れることによって賄っているタイ企業も多い。これは、為替先物等円建て金融決済時の為替リスク・ヘッジ手段が整備されていないことによるものだろう。